

平成26年白老町議会議会運営委員会会議録

平成26年11月13日(木曜日)

開 会 午前 11時55

閉 会 午前 12時14分

○会議に付した事件

1. 議員定数と議員報酬について

○出席議員(5名)

委員長	大 淵 紀 夫 君	副委員長	本 間 広 朗 君
委員	吉 田 和 子 君	委員	小 西 秀 延 君
委員	山 田 和 子 君	委員外議員	松 田 謙 吾 君
委員外議員	西 田 祐 子 君	副議長	及 川 保 君
議長	山 本 浩 平 君		

○欠席議員(3名)

委員外議員	松 田 謙 吾 君	委員外議員	前 田 博 之 君
委員外議員	西 田 祐 子 君		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	岡 村 幸 男 君
主 幹	本 間 弘 樹 君

◎開会の宣告

○委員長（大淵紀夫君） ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

（午前11時55分）

○委員長（大淵紀夫君） 本日の協議事項ですけれども、議員定数と議員報酬について日程含めてございます。局長のほうからちょっと説明をお願いします。

○事務局長（岡村幸男君） 本日の全員協議会の皆様のご意見を踏まえていただいて、これから報告のまとめの作業に入っていくということになります。それでこの報告のまとめにつきましては私のほうと委員長のほうと相談をさせていただいて、一定程度の考え方をまずは整理させていただきたいというふうに思っております。きょうの議運の中では具体的にまたここでご議論いただくということではなくて、一定程度ある程度の考え方を整理した上でまた議論をさせていただきたいというふうに考えてございます。

それでその関係を含めて日程に入りますがそれにつきましては11月26日に11月の定例会が10時から行う形になってございます。現在議案については7件ほどあるというふうに確認をしておりますので、この終了後に一定程度の考え方を整理しまとめたものを皆さんに見ていただけるような状況にしたいというふうに考えております。まず1点目がそこになります。

それからそれを受けて11月27日、これは一般質問の締め切りの日なのですが、これは予定どおり議会運営委員会が開かれます。ですので26日にお渡ししたものについてのご意見はここで整理したほうがいいかというふうに考えております。それで足りなければ12月1日10時から開くということで最終的にこの辺のまとめを検討いただくということになります。細部の詰めについては12月3日です。ここで最終的な形をとると。ということはここでいわゆる陳情と発議のほうの採決を行うためにも議会運営委員会としての考え方はここまで整理を終えなければならないということになりますので、そういう段取りでいきたいというふうに考えております。まず議員定数と議員報酬については以上のようなスケジュール等で進んでいきたいと考えておりますのでよろしくご審議いただきたいと思います。

○委員長（大淵紀夫君） ただいま局長のほうから定数と報酬の問題につきましては26日まで一定限度の案をつくり定例会終了後に議運を行うと。そこで報告をする。もちろんそのときの意見ももらいますけれども、当然意見をいただきながら、まだ必要な部分については27日にもそういう意見をもらおうと。1日に一定限度のまとめの中身をつくり上げると。それで3日に最終まとめとし陳情と発議の採決を行うと。このような日程でいきたいということなのですけれども、この点について何かご質疑ございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大淵紀夫君） それではそのような形で進めていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

2番目に議員報酬の改正についてということで局長説明をお願いします。

○事務局長（岡村幸男君） その前に今後の日程の関係でちょっとご説明をさせていただきたいと思います。11月17日月曜日は町要請の全員協議会でして、前にもお話ししておりますけれども会計検査において返還金が生じるということでそのことのあるというので開催いたします。この日は午後から登別市との研修会が入っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それと11月26日議会運営委員会9時半からというふうに書いていますが、これは11月定例会の関係なのです。それできょう総務課長のほうと相談しましたら案件が7件ほどになってくるといって時間を9時に変更したいと思います。9時半ではなくて9時からということにさせていただきたいと思います。26日の議会運営委員会を9時半ではなくて9時からと。案件が7件ほど出てくるということでもあります。よろしいでしょうか。まずこの訂正をお願いしたいと思います。

それで2番目の議員報酬の改正についてでございます。前回の会議の中でも最終的に議論ただいて改正を行うということでの確認をしていただいておりますので、そのあと私のほうで改正に対しての整理をしてきたのですが、実は町側との調整の中で提案者をどこにすべきかということの協議を行いました。もちろん議員の皆さんの報酬の条例の改正ですから議員の発議もできますし、委員会発議もできます。一方では町長が発議をするということも可能であります。そういう中でどこが提案するかということの調整を行っておりました。それで今回の改正についてはあくまでも人事院勧告に基づくものということで、従来も人事院勧告に基づくものは基本的に職員のいわゆる期末手当等とその月数は町長等の特別職も同じ月数ということ、それから議員の皆さんの期末手当も同じ月数ということで従来からとそういう取り扱いで提案されているということからすれば、今回は議員の皆さんの個別の意思をこの中で組み入れて条例提案をするということではないと。例えば削減をするですとかそういうような意思がこの中に入っているかということではありませぬので、これはそういうことからすれば町長提案のほうよろしいのではないかとということで調整をとらせていただいた結果、町側のほうもそのような形で提案をするということで事務的な形としてはまとまりました。そういう中で資料1として出ささせていただいております。

それで資料1に書いてあるとおり、第4条第2項中の100分の205を100分の220に改めるとなっています。これは12月分の期末手当の支給に前回お話しした0.15カ月分を乗せるという内容になっています。今回は12月の手当にその0.15カ月分を乗せる形で改正をするということなのです。実は人事院勧告の中身というのはことしの12月はそうなのですが来年はどうなるのかというと6月と12月にその0.15カ月分を分けて出すということになるものですから、さらに3月に条例改正が必要になってきます。町はあくまでも今職員の分ですとか特別職の分をこういう形で直すということなのです。それは議員のほうもなった形でこういう形で直す。さらに3月でまた直すという形になります。ですからそのことをご理解いただきたいと思います。

議案説明のほうもそうなのですが、官民格差等に基づいて国家公務員にかかわる給与等の回

答を行うよう勧告を行ったということで、国は法律改正を行われたということで一般職の期末手当の支給割合を準拠している議会議員の期末手当の支給割合についても国に準じるために本条例の一部改正するという考え方で整理をしております。当初は先ほどいったように6月、12月という考え方もあったのですがまずは12月を直しておいて来年3月に6月と12月をまた直すということの整理をするということになります。

まずはその提案の仕方についてそれでよろしいかということになります。それともう1つがそれにもなって補正予算が提案されます。資料2のほうですが約53万円ほどのこれに伴う財源措置が必要になるということでこれもあわせて今回補正予算のほうに提出されるということになります。

実は町側のほうはどうなのかということなのですが、町側のほうは既存の予算措置で何とか足りるということがあるようでして議会の報酬についてだけの改正になります。以上です。

○委員会（大淵紀夫君） ただいま説明がございました。今回は人事院勧告に基づくものということで町長提案となりますが、そのことを含めて何かご質疑ございます方はどうぞ。最後の部分まで含めて。山本議長。

○議長（山本浩平君） 局長に質問です。この件で会派を構成していない方々の動向というか、それは何かどこかでキャッチをしていますか。ということは町長提案のときに我々は反対するみたいな話になってくると厄介だから。そういう意味です。

○事務局長（岡村幸男君） 私は直接お話をしておりませんのでそのことのお話は聞いておりません。

○委員長（大淵紀夫君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 12時06分

再 開 午前 12時14分

○委員長（大淵紀夫君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

人事院勧告の関係なのですけれども、議員報酬の改正については以上のような形で提案されますけれどもそれでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大淵紀夫君） ほか何もありませんね。

なければ以上で議会運営委員会を終了いたします。

(午後12時14分)